

令和5年度 取り決め事項

本連盟の円滑な運営を図るため次のとおり定める。

1. 県連盟に関すること

- (1) (公財) 全日本軟式野球連盟及び、(公財) 愛媛県スポーツ協会の下部組織として、上部組織団体の評議員会議決事項を理事会で報告し、原則としてそれに準ずる。
- (2) 選手登録の範囲は、国民スポーツ大会の強化指定選手を除き県単位とする。
- (3) 本連盟が主催及び主管する大会使用球は、(公財) 全日本軟式野球連盟の公認球とし、その指定に関する事項は理事会で決定する。
- (4) 愛媛県及び四国ブロック代表権を破棄した場合
 - ① 正当な理由があると主管支部長が認めた場合は、参加料相当額を代替チームへ所属支部を通じて納める。(正当な理由とは交通事故、急病等をいう)
 - ② 正当な理由がないと主管支部長が判断した場合は、県連常任理事会にて当該チームを翌年の同大会まで出場停止とし、且つ、50,000円を代替チームへ所属支部を通じて納める。

2. 支部に関すること

- (1) 県内9支部とし、問題があれば理事会にて決定する。
- (2) 各支部の登録チーム数は実数とし、登録料は理事会で決定する。
- (3) 全日本軟式野球連盟登録は「競技者登録SYS」とし、愛媛県スポーツ協会登録は個人登録とする。
- (4) 令和5年度登録料

① 全日本軟式野球連盟 (競技者登録SYS)

・一般	1人	200円
・少年・学童	1人	50円

② 愛媛県スポーツ協会：愛媛県連が一括負担する。

③ 愛媛県軟式野球連盟：登録支部数 9支部

・一般	1チーム	8,000円 (大会準備金1,000円を含む。)
・少年	1チーム	4,000円
・学童	1チーム	5,000円 (県連登録費2,000円を含む。)
・役員	1人	1,000円
・審判員	1人	1,000円 (審判部より県連へ納付)

3. 大会運営に関すること

(1) 参加料

① 四国大会	・一般	1チーム	30,000円
	・少年、学童	1チーム	20,000円
② 県大会	・一般	1チーム	20,000円
	・少年	1チーム	15,000円
	・学童	1チーム	15,000円
③ 地区大会	・各支部で取り決める。		

(2) 県大会について

① 参加は各支部代表1チームを原則とする。

但し、登録チーム数の実態及び、その他を勘案して松山支部は2チームとし、西条支部代表は令和5年度については、西日本大会(Ⅱ部)、高松宮賜杯大会(Ⅱ部)、四国王座決定戦及び、

愛媛県選手権大会は2チームとし、それ以降は別途、協議決定する。

②参加チーム登録選手名簿は、参加支部より開催支部へ送付すること。

③一般の試合方法は、次のとおりとする。

- ・出場チームの選手参加人員は10名以上でなければならない。
なお、9名以下の場合は棄権とし、補償金5,000円を主管支部へ納入する。
但し、特別な状況がある場合は、大会委員長が認めることができる。
- ・四国オールドマスタズ大会の登録選手は30名以内とし、その他全ての大会ともに25名以内とする。
- ・2023年公認野球規則及び、本連盟取り決めによる。
- ・トーナメント方式7回戦とし、コールドゲーム及び、8回よりタイブレークとする。
但し、コールドゲームは、得点差（5回以降7点）及び、降雨、日没とする。
- ・捕手は連盟公認のマスク（スロートガード付）、レガーズ、プロテクタ及び、ヘルメット、フェウルカップを着用すること。
- ・打者、次打者、走者はヘルメットを着用すること。

④日程は原則、土・日曜日開催とする。

但し、予備日は翌週等として大会開催要項へ明記する。

なお、翌週等に会場の確保ができない場合において雨天順延となった場合は、主管支部及び、当該チームの状況を勘案し、県連盟へ報告のうえ対処する。

⑤県大会の手続きについては原則、下記のとおりとする。

- ・案内状の送付 …… 1ヶ月程度前とする。
- ・申込みの締切り …… 15日前とする。但し、代表チームが決定していない場合は、支部名で申込みをする。
- ・組合せの送付 …… 10日前とする。

⑥県大会（天皇賜杯及び、国民スポーツ大会は別に定める。）には各支部から代表チームを派遣すること。

但し、不参加がやむを得ないと認められた場合、以下の金額を開催支部へ納入する。

- ・抽選前 …… 参加料20,000円
 - ・抽選後 …… 参加料20,000円及び、補償金5,000円
- 但し、補償金は大会日程が変更された場合の不参加を除く。

⑦優勝、準優勝チームへ賞状を授与する。

⑧天皇賜杯、国民スポーツ大会については以下のとおりとする。（但し、理事会が特例として承認した場合を除く。）

- ・参加支部 …… 宇和島・八幡浜・松山・今治・西条・新居浜・四国中央
- ・トーナメント方式7回戦とし、延長戦は9回までとする。
9ニングを終了し同点の場合は10回以降、タイブレークとする。
- ・準決勝戦以降は9回戦とし、同点の場合は10回よりタイブレークとする。
- ・7回以降7点差が生じた場合はコールドゲームとする。
- ・上記の試合方式は主管支部ならびに県連盟の判断により、当該チームの了解を得て変更することができる。

⑨国民スポーツ大会以外の一般社会人大会は指名打者制を採用する。

4. 全国大会派遣激励費に関すること

- ・一般 30,000円
- ・少年 20,000円
- ・学童 20,000円

5. 県大会助成に関すること

以下の大会の開催支部へ助成金を交付する。

- ・少年 全日本少年ブロック大会 1チーム 2,000円
- 全日本少年県大会 50,000円
- 県中学選手権大会 20,000円
- ・学童 助成金額は学童部会で決定する。(以下は、学童部より交付する。)
- 秋季学童選手権大会 140,000円
- しまなみ学童大会 120,000円
- 県学童会長旗大会 100,000円

6. 国民スポーツ大会に関する取り決め事項

(1)成年男子

- ①愛媛県選考会の選手登録は20名以内とする。
- ②愛媛県選考会へ出場するチーム編成は支部へ一任する。
- ③愛媛県選考会の優勝チームは必ず、選手補強し強化部会の承認を得たうえで四国ブロック大会へ出場する。
- ④愛媛県代表選手は愛媛県及び、愛媛県スポーツ協会の強化指定を受けるものとする。
- ⑤愛媛県代表選手(監督を含む。)は16名とする。
- ⑥監督は日本スポーツ協会が認定する公認コーチⅢまたはⅠの資格取得者であること。
- ⑦代表チームを早期に編成するため、愛媛県選考会の開催時期に配慮する。

(5)国民スポーツ大会の改訂事項

- ①種別は成年男子1種別とする。
- ②出場資格

・外国人の出場についての特別規定

学校教育法第1条に定める大学、高等学校、中学校、高等専門学校、養護学校に在籍する学生及び生徒は、日本国籍を有しなくても、成年(一般社会人)または少年の種別に参加することができる。但し、大学生については留学生を除くという特例を設ける。

- ③代表チームのユニホームは、都道府県名とする。

7. 県大会、四国大会の結果報告書の提出

- (1)県大会、四国大会を終了した支部は、大会結果表(新聞社へ掲載依頼したコピー)1部及び、記録写真3枚程度を県連事務局へ報告すること。
- (2)問題が生じた場合は、速やかに県連事務局へ書面にて報告すること。

8. 放棄試合、違法な二重登録及び不正選手の扱い

- (1)チームは翌年の同大会まで出場停止とする。
- (2)当該選手は1年間の出場停止とする。
- (3)具体的処分については常任理事会で審議決定する。

※問題が生じないよう特に、各支部にて指導を徹底されたい。